

第1

任免及び人数に関する状況

1 職員の採用の状況（平成23年4月1日）（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上 級	中 級	初 級		
一 般 職	24	6	2	—	32
事 務 職	24	—	2	—	26
技 術 職	—	6	—	—	6
技 能 職	—	—	3	—	3

2 再任用職員の採用の状況（平成23年度）（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間 勤 務	合 計
一 般 職	—	2	2
事 務 職	—	1	1
技 術 職	—	1	1
技 能 職	—	6	6

備考 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

(2) 再任用の期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

3 退職の状況（平成22年度）（単位：人）

定 年 退 職	勸 奨 退 職	そ の 他						合 計
		普 通 退 職	分 限 免 職	懲 戒 免 職	失 職	死 亡 退 職	再任用後 の離職者	
21	12	2	—	—	—	2	1	38

備考 表中に掲げる用語の意義は次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による離職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の離職
- (2) 勸奨退職 任命権者が行う退職勧奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による退職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

(7) 再任用後の離職者 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定に基づき再任用され、定められた任期が満了したことによる退職

4 職員数の状況

(1) 部門別職員数（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	議 会	6 ()	6 ()	()	行財政改革業務統合による減 派遣職員の変更による増 個別所得補償業務等の増 工業団地用地買収終了による減 建築業務等の業務量精査による減 生活保護業務等の増 派遣職員の条件変更による増
		総 務	110 (3)	106 (4)	-4 (1)	
		税 務	47 ()	48 ()	1 ()	
		労 働	2 ()	2 ()	()	
		農 林 水 産	28 ()	30 ()	2 ()	
		商 工	24 ()	23 ()	-1 ()	
		土 木	45 (1)	43 (1)	-2 ()	
		民 生	129 (1)	132 (1)	3 ()	
		衛 生	41 ()	43 ()	2 ()	
	計	432 (5)	433 (6)	1 (1)		
	教育部門	137 (1)	136 (1)	-1 ()	職員の死亡退職による減	
	消防部門					
	小 計	569 (6)	569 (7)	(1)		
会 計 部 門 公 営 企 業 等	水 道		25 (1)	25 (1)	()	
	下水道		16 ()	16 ()	()	
	その他		26 ()	26 ()	()	
	小 計		67 (1)	67 (1)	()	
合 計			636 (7)	636 (8)	(1)	

備考 ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(2) 一般行政職級別職員数（平成23年4月1日現在）

（単位：人）

区分	標準的な職	職員数	構成比	前年構成比	H18. 4. 1構成比
1級	主事・技師	30	8.3	6.1	3.6
2級	主査	23	6.4	13.7	9.2
3級	主任	128	35.6	26.0	29.3
4級	係長	88	24.4	26.3	23.7
5級	課長補佐	45	12.5	15.6	21.4
6級	課長	35	9.7	9.5	10.2
7級	部長	11	3.1	2.8	2.6
計		360	100	100	100

(3) 技能労務職級別職員数 (平成23年4月1日現在)

(単位:人)

区分	職員数	構成比	前年構成比	H18.4.1構成比
1級	1	1.5	1.5	0.0
2級	4	6.1	1.5	0.0
3級	8	12.1	13.4	17.7
4級	7	10.6	11.9	11.4
5級	46	69.7	71.7	70.9
計	66	100	100	100

(4) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	37人	54人	69人	72人	47人	65人	59人	47人	77人	107人	1人	636人

(5) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

(単位:人)

年度	3	17	18	19	20	21	22	23	合計
職員数	822	715	702	685	665	639	636	636	
前年比	(△95)	△12	△13	△17	△20	△26	△3	0	△186

※ ()内は平成3～16年度の定員減の数値

第2

給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (人)	歳出総額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A (%)
平成22年度	93,142 (H23. 3. 31現在)	42,486,057	1,013,579	5,198,205	12.2
平成21年度	92,883 (H22. 3. 31現在)	31,729,500	851,960	5,228,548	16.5

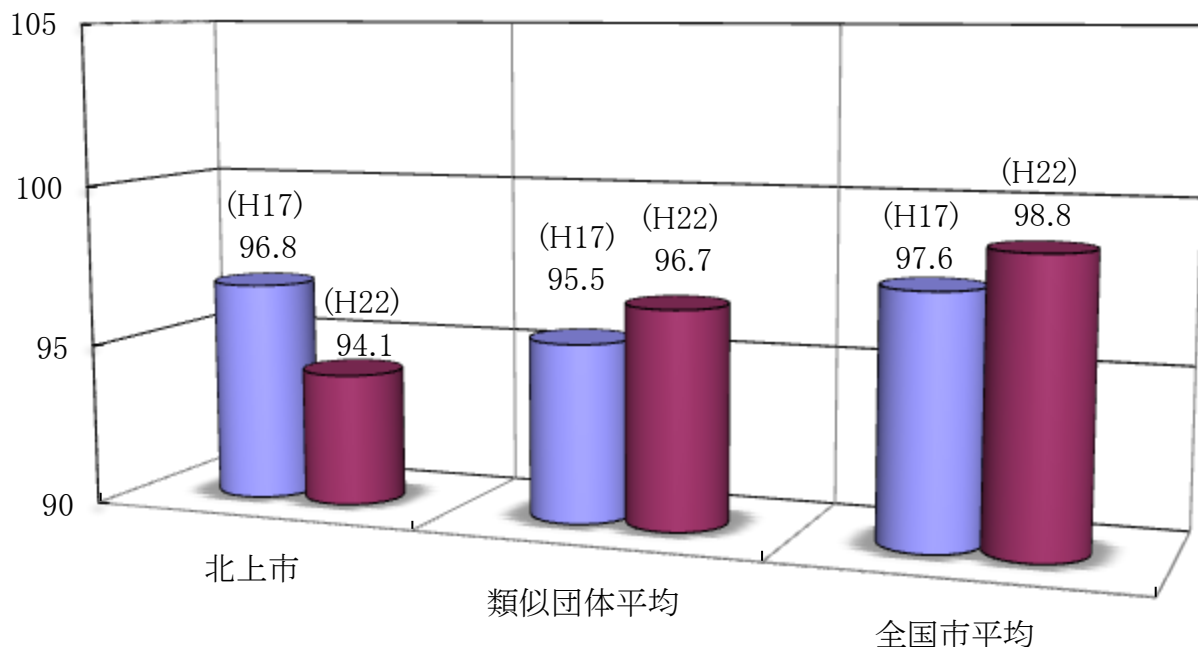
2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 [A]	給 与 費				一人当たりの 給与費 [B/A]
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 [B]	
平成22年度	人 569	千円 2,111,018	千円 328,388	千円 778,363	千円 3,217,769	千円 5,655

備考 (1) 職員手当には退職手当を含まない。

(2) 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

3 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 (1) 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(2) 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。北上市の類似団体には、宮城県登米市、秋田県湯沢市、福島県喜多方市等、全国で50団体が該当する。

4 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

(1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北上市	42.8歳	317,338円	394,571円	344,142円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円

(2) 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北上市	44.1歳	300,838円	334,579円	320,601円
国	49.5歳	283,862円	—	321,662円

備考 (1) 表中「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(2) 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(3) 表中「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

5 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		北上市	国
一 般 行政職	大学卒	172,200円	(Ⅰ種) 181,200円 (Ⅱ種) 172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技 能 労務職	高校卒	141,900円	137,200円
	中学卒	129,200円	129,200円

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大学卒	251,281円	303,857円	337,764円
	高校卒	214,855円	267,180円	303,857円
技 能 労務職	高校卒	218,428円	254,442円	300,910円
	中学卒	—	—	—

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

7 昇給への勤務成績への反映状況

現在、能力及び業績に基づく人事評価が未実施であるため、昇給区分に差を設けていない。
 なお、平成18年4月より課長級職員以上を対象に人事評価制度を試行しており、平成19年4月からは課長補佐級職員、平成20年4月からは係長級（上席主任を除く）職員まで対象を広げて試行を開始している。平成21年4月からは全職員に対象を広げている。

8 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北 上 市	国
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,365 千円	—
（平成22年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 （1.50）月分 （0.70）月分	（平成22年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

備考 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、能力及び業績に基づく人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給（67/100）を行った。
 なお、平成18年4月より課長級職員以上を対象に人事評価制度を試行しており、平成19年4月からは課長補佐級職員、平成20年4月からは係長級（上席主任を除く）職員まで対象を広げて試行を開始している。平成21年4月からは全職員に対象を広げている。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

北 上 市	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 8,812千円 25,803千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）			155 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			154,782 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18 %	0 人	18 %

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		2,901 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		27,364 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		6.0 %	
手当の種類（手当数）		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	財務部収納課の職員	市税の滞納整理	月額 2,000円
防疫作業手当		感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護及び防疫作業等	1回当たり 300円
社会福祉業務手当	保健福祉部福祉課生活保護係の職員	生活保護業務	月額 4,000円
行旅死亡人取扱手当		行旅死亡人等の収容その他の措置	1回当たり 勤務時間内 1,500円 勤務時間外 2,000円
特殊自動車運転業務手当	運転技師	特殊自動車の運転作業	日額 250円
社会福祉施設勤務手当	保育所に勤務する職員		月額 2,000円
ごみ処理施設作業手当	生活環境部クリーン推進課施設系の職員	清掃事業所での点検、修理、検査等	日額 300円
税外収入徴収手当		諸収入金及び市営住宅家賃の勤務公署外での徴収	日額 100円
浄水場勤務手当	北上川浄水場に勤務する職員	電気計装設備及び機械等の運転操作、水質検査、薬品の取扱いその他浄水施設の維持管理	月額 3,200円
徴収手当		水道料金、下水道使用料及び汚水処理施設使用料の収納事務	月額 2,000円

(5) 時間外勤務手当

区 分	支 給 実 績	職員1人当たり平均支給年額
平成22年度決算	151,180 千円	238 千円
平成21年度決算	139,673 千円	219 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 6,500円 16～22歳の子5,000円加算	同じ		65,253 千円	230,576 円
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000円	同じ		35,244 千円	271,107 円
通勤手当	①交通機関(電車・バス等)の利用者 限度額 50,000円 ②交通用具(自動車等)利用者(通勤距離2km以上の場合) 距離に応じ2,300円～24,500円	異なる	①限度額 55,000円 ②支給額 2,000円～24,500円	38,863 千円	74,592 円
管理職手当	部長 62,800円 (58,404円) 参事 53,800円 (50,034円) 課長 41,600円 (39,104円) 主幹 29,100円 (27,354円) 園長 24,200円 (22,990円)	異なる	職務の級等に応じて 31,700円～139,300円	30,762 千円	466,089 円
休日勤務手当	「勤務1時間当たりの給与額×135/100」の額を支給	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,574 千円	20,924 円
寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 17,800円 ②その他の世帯主 10,200円 ③その他 7,360円	異なる	地域による支給額の差がない(支給地域外に勤務する場合を除く)	38,961 千円	62,739 円
単身赴任手当	23,000円＋交通距離に応じた加算額	同じ		105 千円	105,000 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円	異なる	勤務の態様による支給額の差がない	1,021 千円	4,217 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要により週休日等に4時間以上勤務した場合 部長 8,000円 課長 6,000円 園長 4,000円 (6時間超の場合はこの1.5倍の額)	異なる	職務の級等に応じて 6,000円～18,000円	291 千円	24,250 円

備考 管理職手当については、平成23年4月1日現在、括弧内の額に減額している。

9 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等			
給 料	市 長		789,300 円	(877,000 円)	注 市長及び副市長は平成22年 4 月 1 日から平成24年 3 月31 日ま で給料を10%減額している。	
	副 市 長		636,300 円			(707,000 円)
報 酬	議 長		443,290 円	(457,000 円)		注 議長、副議長及び議員は平成 22年 4 月 1 日から平成24年 3 月 31 日まで報酬を 3 %減額してい る。
	副 議 長		371,510 円			
	議 員		340,470 円		(351,000 円)	
期 末 手 当	市 副 市 長		(平成22年度支給割合) 3.10 月分			
	議 副 議 長 員		(平成22年度支給割合) 3.10 月分			
退 職 手 当	市 副 市 長		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)	
	市 副 市 長		877,000×42.5/100×在職月数	17,890,800円	任期毎	
	市 副 市 長		707,000×24.5/100×在職月数	8,314,320円	任期毎	
	備 考					

備考 (1) 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。

(2) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

第3

勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況（平成23年4月1日現在）

1週間の 勤務時間	勤 務 時 間 の 割 振 り		
	始 業	終 業	休憩時間
38時間45分	午前 8 時30分	午後 5 時15分	午後零時から 1 時間

2 年次休暇の状況（平成22年1月1日～12月31日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均 取 得 日 数
22,746 日	5,965 日	583 人	10.2 日

- 備考 (1) 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。
- (2) 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。
- (3) 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

3 病気休暇及び介護休暇の状況（平成22年度）

区 分				規 則	のべ人数
病 気 休 暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病			第12条第 1 号	1
	結核性疾患			第12条第 2 号	0
	上記以外の負傷又は疾病	3 月以内	第12条第 3 号	3 2	
		6 月以内		5	
介 護 休 暇				第20条	1

- 備考 (1) 規則：北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）
- (2) 当該年度において同一の者が複数回にわたって病気休暇を取得した場合は、その数を重複して計上している。

4 育児休業等の取得状況

(人)

区 分	男性職員	女性職員	合計
平成22年度中に新たに育児休業を取得した職員	1	10	11
平成21年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	7	7
合 計	0	17	17
平成22年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	0	0
平成21年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0
合 計	0	0	0
平成22年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員	0	0	0
平成21年度から引き続き育児短時間勤務を取得している職員	0	0	0
合 計	0	0	0

5 特別休暇の導入状況（平成23年4月1日現在）

区 分	規 則 第13条	休暇の期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	第1号	必要な期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	第2号	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令又は任命権者の定めるところによる場合に限る。）	第3号	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合	第4号	必要と認められる期間
い 自 社 発 会 的 貢 献 活 動 か つ 報 酬 を 得 な い	相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	第5号 (ア) 第5号 (イ) 第5号 (ウ) 1 暦年において 5 日 以内
	障害者支援施設、特別養護老人ホーム等での市長が定める活動	
	(ア)及び(イ)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	

結婚する場合	第6号	週休日、休日を除く 連続する7日以内
妊娠に起因する障害（病気休暇に該当する場合を除く）	第7号	10日以内
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	第8号	必要と認める期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第9号	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第10号	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間以内
8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員の場合	第11号	出産の日まで
出産した場合	第12号	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
生後1年6月に達しない子の保育をする場合	第13号	1日2回それぞれ1時間
小学校3年生までの子を養育する職員が、負傷若しくは疾病にかかったその子の看護又は疾病の予防のための世話をを行う場合	第14号	1暦年において5日以内（子が2人以上のときは10日）
職員の保護する介助の必要な小学校就学前の者が、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合	第15号	必要と認められる期間
日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	第16号	1暦年において5日以内（要介護者が2人以上のときは10日）
生理日の就業が著しく困難な場合	第17号	2日以内
職員の妻が出産する場合	第18号	病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまで、3日以内
職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から出産の日後8週間の期間において、当該出産に係る子又は小学3年生までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、育児参加をする場合	第19号	5日以内
職員の親族が死亡した場合	第20号	親族により 1日～10日以内

配偶者、父母又は子の追悼のための特別の行事の場合	第21号	1 日以内
勤続期間が25年に達する職員が、心身の活力の維持及び増進又は自己研鑽を図る場合	第22号	翌 2 年度内で、週休日、休日を除く連続する 5 日以内
災害により職員の現住居が滅失又は損壊し、職員が当該住居の復旧作業等をする場合	第23号	7 日以内
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	第24号	必要と認められる期間
災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	第25号	必要と認められる期間
あらかじめ市長の承認を得て任命権者が定める場合	第26号	市長が承認した期間

備考 規則：北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則

第4

分限及び懲戒処分状況

1 分限処分の状況（平成22年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよい場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 及び第2項第1号	0	0	1 2	1 2
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件により起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
合 計		0	0	1 2	1 2

備考（1）職員のうち、地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

（2）2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

（3）休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

2 懲戒処分の状況（平成22年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1	1	0	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		1	1	0	0	2

備考（1）職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

（2）2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

第5

服務の状況

1 職務専念義務免除の状況（平成22年度）

免 除 事 由		条例・規則	のべ免除件数
研修を受ける場合		条例第2条第1号	19
厚生に関する計画の実施に参加する場合		条例第2条第2号	73
規則で定める場合（条例第2条第3号）	職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第1号	0
	行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第2号	0
	国又は地方公共団体若しくは会社その他の団体から委嘱を受け、臨時に講演、講義等を行う場合	規則第2条第3号	1
	職務に関連ある試験等を受ける場合	規則第2条第4号	0
	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項の規定による審査請求をし、地方公務員災害補償基金審査会又は地方公務員災害補償基金支部審査会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第5号	0
	地方公務員法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求をし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第6号	0
	地方公務員法第49条の2第1項の規定による不利益処分に関する不服申立てをし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第7号	0
	上記以外、任命権者が特に必要と認める場合	規則第2条第8号	62
合 計			155

備考 条例：北上市職員の職務に専念する義務の特例条例（平成3年北上市条例第26号）

規則：北上市職員の職務に専念する義務の特例規則（平成3年北上市規則第24号）

2 営利企業等の従事許可の状況（平成22年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	0件	0件

第6

研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（平成22年度）

研修名称	研修内容	研修対象者	修了者数
新採用職員研修（前、後期）	地公法、服務、待遇等	新採用職員	22
一般職員研修基礎Ⅰ （研修協議会）	民法、地方自治法、行政法等	採用後1年以上	17
一般職員研修基礎Ⅲ （研修協議会）	ロジカルコミュニケーション	採用後8年以上	11
中堅職員能力向上講座 （研修協議会）	政策形成、政策法務、プレゼンテーション等	30歳以上40歳未満	2
監督者級研修（研修協議会）	仕事と人のマネジメント	新任係長	11
監督者級選択講座（研修協議会）	OJT、コーチングスキル等	係長級	5
管理者級能力開発講座 （研修協議会）	管理者としてのマネジメント	新任課長補佐	8
管理者級研修（研修協議会）	職場のマネジメント	新任課長	5
新規採用職員育成担当者研修	育成担当者の役割確認、OJTの進め方	担当職員	21
メンタルヘルス研修	心の健康問題	平成17年度以降採用職員	88
法制実務研修	法制実務	希望職員	37
応対スキルアップ研修	電話応対をはじめとした接遇、接客	担当職員	4
メンタルヘルス講習会	メンタルヘルスに対する監督者としての心構え	係長級以上	19
技能職員等研修	一般救命講習	技能労務職員等	24
接遇実践セミナー	接遇、接客	担当職員	14
北上市新入社員セミナー	就労に対するモチベーションの向上	新採用職員	8
人事評価研修（研修協議会）	人事評価	担当職員	1
人事事務研修（研修協議会）	人事事務	担当職員	1
法規事務研修（研修協議会）	法規事務	担当職員	2
メンタルヘルス研修 （研修協議会）	心の健康問題	担当職員	1

市町村職員行財政研修会 (市長会)	行財政	課長	4
市町村職員専門研修 (9 講座)	法制執務、政策法務、政策形成	担当職員	1 5
接遇研修 (県南広域振興局)	接遇、接客	担当職員	1
市町村職員研修会 (市町村振興協会)	コンプライアンス等	担当職員	8
パソコン研修 (市町村振興協会)	ワード・エクセルの操作	希望職員	4
市町村アカデミー研修 (市町村税徴収事務)	税の徴収事務	担当職員	1

2 勤務成績に関する制度の概要 (平成22年度)

勤務成績証明者	証明する事項	講ずる措置
その職務について監督する地位にある者	現に受けている号給を受けるに至った時から12箇月を下らない期間を良好な成績で勤務したかどうか	4号昇給

第7

福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況（平成22年度）

区 分	内 容	実 施 状 況		
		対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
職員の保健に関すること	胃部検診	4 0 0	3 6 3	9 0 . 8
	生活習慣病予防検診	6 2 3	6 0 7	9 7 . 4
	胸部検診	6 2 0	5 9 5	9 6 . 0
	大腸がん検診	4 4 5	3 9 6	8 9 . 0
	B・C型肝炎検診	7 9	7 9	1 0 0 . 0
	前立腺がん検診	7 5	7 5	1 0 0 . 0
	VDT検診	2 0	1 7	8 5 . 0
	乳がん検診	1 4 7	1 4 6	9 9 . 3
	子宮がん検診	2 1 9	2 1 0	9 5 . 9
	人間ドッグ	—	6	—
	長時間労働者に対する面接指導	—	1 3	—
その他厚生に関すること	厚生施設委託事業 (実施：職員互助会)	本庁舎食堂及び売店の委託		

備考 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（平成22年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年度末 未処理件数
		公 務 上	公 務 外		
0	2	2	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である（（2）において同じ。）。

(2) 通勤災害（平成22年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年度末 未処理件数
		公 務 上	公 務 外		
0	1	1	0	0	

第 8

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成21年度末系属件数	平成22年度中の新規要求件数	平成22年度末系属件数
0 件	0 件	0 件

第 9

職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

平成21年度末系属件数	平成22年度中の新規要求件数	平成22年度末系属件数
0 件	0 件	0 件